

議案第 28 号

若狭町過疎地域持続的発展計画の変更について

若狭町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項により準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

若狭町長 渡辺 英朗

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域である本町（三方地域）の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針となる、若狭町過疎地域持続的発展計画を変更するため、この案を提出する。